

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」に係る 関係府省の自主的点検結果

【重要検討項目】

①: 科学的なリスク評価の推進等

- a) リスク評価の推進、目標値等の設定
- b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
- c) 予防的取組方法を踏まえた未説明の問題への対応

②: ライフサイクル全体のリスクの削減

- a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進
- b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
- c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
- d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置

No.	施策等の名称		施策担当
01	①a)	化学物質環境実態調査	環境省
02	①a), ②b)	化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表	経済産業省、環境省 (No.34に再掲)
03	①a)	化学物質の環境リスク初期評価の実施	環境省
04	①a)	化学物質の人へのばく露量モニタリング調査	環境省
05	①a)	化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価	厚生労働省、経済産業省、環境省
06	①a)	化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施	環境省
07	①b)	化学物質審査規制法の枠組における、ライフサイクルの全段階を考慮したスクリーニング・リスク評価手法	厚生労働省、経済産業省、環境省
08	①b)	QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用	環境省
09	①a)	農業に係るリスク評価の推進	環境省
10	①b)	農業に係るリスク評価等の推進、評価手法高度化等の検討	環境省 (No.09と同一の調査票)
11	①a)	大気環境の常時監視	環境省
12	①a)	大気汚染に係る環境基準等の設定に資する調査検討	環境省
13	①a)	水環境の常時監視	環境省
14	①a)	水質環境基準等の見直し	環境省
15	①a)	地下水質の常時監視	環境省
16	①a)	土壌環境基準等の設定	環境省
17	①a)	化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施	厚生労働省
18	①b)	QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用	厚生労働省
19	①b)	QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用	経済産業省

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	01	府省名	環境省
部局名	総合環境政策局環境保健部	課室名	環境安全課
重点検討項目	重点検討項目①: 科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	化学物質環境実態調査		
2. 施策等の目的・概要	<p>化学物質環境実態調査は、一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、日本各地の多媒体(水質、底質、生物、大気)を対象に、</p> <p>①化学物質の環境残留を確認するための調査(初期環境調査)。</p> <p>②①で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況を精密に把握するための調査(詳細環境調査)。</p> <p>③残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)における特定化学物質等の化学物質の残留状況を経年的に把握するための調査(モニタリング調査)。</p> <p>と目的ごとの調査を実施しており、得られた測定データについては環境省内の規制担当部署へフィードバックされ、化学物質対策の基礎情報として活用されている。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度 (初期環境調査) 15物質(群)を調査対象物質とし、水質36地点、底質14地点、大気29地点で調査を実施した。 (詳細環境調査) 17物質(群)を調査対象物質とし、水質72地点、底質23地点、生物13地点、大気28地点で調査を実施した。 (モニタリング調査) 15物質(群)を調査対象物質とし、水質48地点、底質63地点、生物25地点、大気37地点で調査を実施した。 結果については、平成27年12月に公表した。結果は広く公表されているのみならず、化審法や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)の規制対象物質、環境リスク初期評価、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 - EXTEND2010 - 」等の関連施策で対象物質の選定等に活用されている。</p> <p>平成27年度 (初期環境調査) 15物質(群)を調査対象物質とし、水質59地点、大気36地点で調査を実施した。 (詳細環境調査) 11物質を調査対象物質とし、水質51地点、底質26地点、生物11地点、大気19地点で調査を実施した。 (モニタリング調査) 16物質(群)を調査対象物質とし、水質48地点、底質63地点、生物25地点、大気35地点で調査を実施した。 結果については、28年度に精査を行い取りまとめて公表する予定。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 397,369千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 404,240千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 472,465千円</p>		
5. 今後の課題・方向性等	<p>当該施策は昭和49年度より実施しており、調査の結果については化審法や化管法の規制対象物質等を指定する際の暴露評価基礎資料等として活用されているところである。今後も、各担当部署からの調査要望物質について調査を行うと共に、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)の対象物質等の環境中残留状況のモニタリングを実施し、状況の把握に努めていく。</p>		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当なし。</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	02,34	府省名	ア)経済産業省 イ)環境省
部局名	ア)製造産業局 イ)総合環境政策局環境保健部	課室名	ア)化学物質管理課 イ)環境安全課
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表		
2. 施策等の目的・概要	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質(第一種指定化学物質)について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量等の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表する。[化学物質排出移動量届出(PRTR:Pollutant Release and Transfer Register)制度]		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>・当該施策は、平成13年度把握分(平成14年度集計)から実施。法律に基づき、届出された排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外となる排出量(届出外排出量)について推計し、併せて公表している。</p> <p>・平成20年度から個別事業所のデータはそれまでの開示請求方式に加えて、国においてウェブページ上で公表しており、引き続き実施している。</p> <p>・平成26年度は、平成25年度把握分の集計・公表を実施。届出事業所数36,059、総排出量16.1万トン、総移動量21.6万トン、総排出量・移動量(合計)37.6万トン。</p> <p>・平成27年度は、平成26年度把握分の集計・公表を実施。届出事業所数35,573、総排出量15.9万トン、総移動量22.4万トン、総排出量・移動量(合計)38.3万トン。</p> <p>平成28年度は、平成27年度把握分の集計・公表を実施する。</p> <p>・現行の届出要件(取扱量)による届出が開始された初年度(平成15年度)と平成26年度把握分の集計結果を比較すると、総排出量・移動量は14.5万トン(▲27.4%)減少し、平成20年度の対象物質の見直し前後で、継続して指定されている第一種指定化学物質(継続物質)の排出量・移動量は16.2万トン(▲31.9%)減少している。なお、PRTRデータは化学物質審査規制法(化審法)におけるリスク評価等に活用されている。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): (環境省)届出集計、届出外推計ともにPRTR制度運用・データ活用事業費等112,622千円の内数で実施(経済産業省)届出集計については、製品評価技術基盤機構運営費交付金6,755,878千円の内数で実施。届出外推計については、化学物質規制対策事業費497,017千円の内数で実施		
	平成27年度(執行ベース): (環境省)届出集計、届出外推計ともにPRTR制度運用・データ活用事業費等134,480千円の内数で実施(経済産業省):出納整理期間中(当初予算:届出集計については、製品評価技術基盤機構運営費交付金6,907,649千円の内数で実施。届出外推計については、化学物質規制対策事業費567,000千円の内数で実施)		
	平成28年度(当初予算): (環境省)届出集計、届出外推計ともにPRTR制度運用・データ活用事業費130,000千円の内数で実施(経済産業省)届出集計については、製品評価技術基盤機構運営費交付金7,030,404千円の内数で実施。届出外推計については、化学物質規制対策事業費544,949千円の内数で実施		
5. 今後の課題・方向性等	当該施策は、平成13年度把握分(平成14年度集計)から実施しており、平成20年度からは個別事業所の全データを含め、着実に集計・公表を実施している。事業者の排出量・移動量については、近年横ばいで推移しており、排出量のみについては単調減少している。自主管理の改善と環境汚染の未然防止のため、今後とも、PRTRデータの一層の活用について検討しつつ、集計・公表を着実に実施し、必要に応じ見直しを行う予定である。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当項目:(1) PRTR制度の円滑な運用について、国が行う届出外排出量推計手法の継続的改善を行い、推計精度の向上に努めており、得られたPRTRデータは化審法におけるリスク評価をはじめ、様々な施策に活用されている。</p> <p>また、PRTRデータについては集計結果を単に公表するだけでなく、届出を行っている個別事業所を地図上で探し、このデータを見ることが出来る「PRTRデータ地図上表示システム」を環境省ホームページ上で公表しているほか、データを広く一般の方にも理解し、活用してもらえるよう解説した「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」等の作成を行っている。</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	03	府省名	環境省
部局名	総合環境政策局環境保健部	課室名	環境安全課環境リスク評価室
重点検討項目	重点検討項目①: 科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	化学物質の環境リスク初期評価の実施		
2. 施策等の目的・概要	潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を經由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ(環境リスク)について、環境媒体を經由したばく露量と毒性を科学的な観点から定量的に検討した上で、両者の比較によるリスク初期評価(スクリーニング評価)を行う。これにより、環境リスクが相対的に高い可能性のある物質を抽出し、評価に応じ必要な対応・措置を促すこと等により、化学物質による人や生態系への有害な影響の発生を未然に防止する。		
3. 施策等の実施状況・効果	平成9年度から化学物質の環境リスク初期評価に着手し、その結果をこれまで14次にわたりとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」(第1巻～第14巻。総実施物質数336物質。)として公表している。 ・H26年度は、18物質について評価 ・H27年度は、22物質について評価 ・H28年度は、十数物質について評価を行う予定		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 82,383千円 平成27年度(執行ベース): 出納整理整理中。(当初予算: 81,297千円) 平成28年度(当初予算): 81,274千円		
5. 今後の課題・方向性等	評価の結果「詳細な検討を行う候補」とされた化学物質については、関係部局等へ情報提供し、必要な取組の誘導を図るなど、評価結果に応じた対応を行う。 必要に応じ、過去に初期評価を実施した化学物質の関連情報収集や再評価等も実施し、逐次、再評価結果を公表する。 OECD等における試験法や評価手法等に関する検討状況を適切に把握し、新たな知見を取り入れる。 総合的な化学物質管理が必要な物質等に重点を置き、環境リスク初期評価を更に進める。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当項目:(1) 非意図的に生成する物質等も含め、用途ごとの規制法のみによる対応ではカバーできない物質や用途が多岐にわたる物質など、総合的な化学物質管理が必要な物質等に重点を置き、科学的なリスク評価を実施しているところ。 該当項目:(5) 評価を実施するに当たって毒性データが不足する物質については、必要に応じてQSAR予測値を算出するとともに、当面は専門家判断の根拠の一つとしてQSAR予測値を活用していくこととしている。		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	04	府省名	環境省
部局名	総合環境政策局環境保健部	課室名	環境安全課環境リスク評価室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	化学物質の人へのばく露量モニタリング調査		
2. 施策等の目的・概要	環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質については、モニタリング調査により人体へのばく露量及び有害性を継続的に把握し、環境リスク評価、リスク管理のための基礎情報を得る必要がある。このため、人体試料(血液及び尿)及び食事におけるダイオキシン類を含む化学物質のモニタリングを行い、化学物質が及ぼす人体への影響について対策を行うために、本調査を実施する。		
3. 施策等の実施状況・効果	平成14年度から22年度まで、「ダイオキシン類をはじめとする化学物質の人への蓄積量調査」を実施しており、平成23年度から、新たに「ダイオキシン類をはじめとする化学物質への曝露量モニタリング調査」を開始したところ。平成23年度から27年度までに各年3地域ずつ、計411人の住民の方々の血液や尿を採取し、ダイオキシン類をはじめとする化学物質の蓄積量等を調査している。		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):93,366千円 平成27年度(執行ベース):出納整期間中。(当初予算:104,958千円) 平成28年度(当初予算):94,095千円		
5. 今後の課題・方向性等	本調査を実施することにより、我が国における化学物質の人へのばく露状況が把握され、懸念される物質の選定、リスク評価及びリスク管理対策の立案、健康被害の未然防止、対策効果の把握を行うことができる。今後も引き続き、人への蓄積性の高い物質を中心に、血液・尿・食事でのモニタリングを継続的に行うことで、人への化学物質の蓄積状況と経年変化を総合的に解析するとともに、化学物質が及ぼす人体への影響について、把握を行う。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	05	府省名	ア)厚生労働省 イ)経済産業省 ウ)環境省
部局名	ア)医薬・生活衛生局 イ)製造産業局 ウ)総合環境政策局環境保健部	課室名	ア)審査管理課化学物質安全対策室 イ)化学物質管理課化学物質安全室 ウ)環境保健企画管理課化学物質審査室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価		
2. 施策等の目的・概要	<p>本施策は平成14年(2002年)に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議において合意された「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との国際目標(WSSD 2020年目標)を踏まえて包括的な化学物質管理を行うことを目的として実施している。</p> <p>具体的には一般用途(工業用)の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして人の健康又は生活環境動植物の生息等に係る被害を生ずるおそれがあるものかどうかについて、優先的に評価を行う優先評価化学物質を指定し、段階的にリスク評価を進めている。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>○一般化学物質等のスクリーニング評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般化学物質等のスクリーニング評価を平成22年度から開始し、平成21年改正法以前の第二種及び第三種監視化学物質を含む全ての化学物質について、スクリーニング評価を行い、リスクがないと言えない化学物質を優先評価化学物質に指定している。 平成26年度は、平成24年度の製造輸入数量1トン以上の一般化学物質11,897物質のうち、製造輸入数量10トン超の一般化学物質7,699物質についてスクリーニング評価を実施した。評価の結果、14物質が新たに優先評価化学物質相当であると判定された。 平成26年度のスクリーニング評価結果も踏まえ、現在、177物質を優先評価化学物質に指定している。(平成28年3月10日現在)。 平成27年度は、平成25年度の製造輸入数量1トン以上の一般化学物質11,810物質のうち、製造輸入数量10トン超の一般化学物質7,678物質についてスクリーニング評価を実施した。評価の結果、21物質(有害性評価にデフォルト値を適用した2物質を含む。)が、新たに優先評価化学物質相当であると判定された。 平成28年度についても、平成26年度の製造輸入数量を用い、引き続きスクリーニング評価を実施し、リスクがないとは言えない化学物質を優先評価化学物質に指定していく。 <p>○優先評価化学物質のリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク評価(一次)評価Ⅰにおいて、優先的にリスク評価(一次)評価Ⅱを行うべきであると判定された物質について、平成26年度は3物質、平成27年度は6物質(平成28年3月10日現在)のリスク評価(一次)評価Ⅱを行った。その結果、6物質は暴露評価に不確実性がある等の理由によりリスク評価(一次)評価Ⅱ継続となり、1物質が優先評価化学物質の指定取消しとなり、2物質が指定取消し予定である。 平成27年度は上記の6物質に加えて1物質(平成28年3月25日審議予定)、平成28年度は14物質、平成29年度は16物質、平成30年度は13物質のリスク評価(一次)評価Ⅱを実施する予定である。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): (厚生労働省)215,011千円の内数 (経済産業省)499,142千円の内数 (環境省)505,744千円の内数		
	平成27年度(執行ベース): (厚生労働省)出納整理期間中(当初予算:170,075千円の内数) (経済産業省)出納整理期間中(当初予算:567,000千円の内数) (環境省)500,671千円の内数		
	平成28年度(当初予算): (厚生労働省)150,129千円の内数 (経済産業省)544,949千円の内数 (環境省)485,176千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	化学物質審査規制法の施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うため、関係省において平成27年8月に「化審法施行状況検討会」を設置し、平成28年3月に報告書を取りまとめたところである。当該検討会で挙げられた課題について、厚生労働省、経済産業省、環境省の3省合同で開催している審議会(薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会)において技術的な検討を行うこととしている。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当項目:(3)</p> <p>厚生労働省、経済産業省及び環境省の3省合同審議会において、評価の進捗状況の確認及び進行管理を行っている。</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	06	府省名	環境省
部局名	総合環境政策局環境保健部	課室名	環境保健企画管理課化学物質審査室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施		
2. 施策等の目的・概要	化学物質審査規制法では、製造・輸入・使用等の規制を行う対象物質を指定するため、国は事業者に各種毒性試験等の実施を指示することができる。また、国も必要に応じて各種毒性試験等を実施している。		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質審査規制法では、難分解性、高濃縮性であるが毒性が不明な化学物質(監視化学物質)については、国が予備的な毒性評価を行った結果、高次捕食動物に対する長期毒性の疑いがあると判定した場合、事業者に対して「20週鳥類繁殖毒性試験」による有害性調査の実施を指示することができることとされている。環境省では、国が行う予備的な毒性評価のための試験として、6週間の鳥類繁殖毒性試験法を提案し、その妥当性の検証を進めているところ。 ・平成26年度は、監視化学物質(難分解性かつ高蓄積性であり、人の健康又は高次捕食動物への長期毒性の有無が不明であるもの)1物質についての予備的な鳥類繁殖毒性試験(6週)を実施した。 ・平成27年度は文献調査や妥当性の検証のための更なるデータの蓄積のための試験計画案等の検討を行い、平成28年度に当該試験計画に基づく試験(20週)を1物質実施する予定。 ・環境中で底質に分布し残留しやすい物質の底生生物への有害性についての新たな試験法として、平成25年度から、ヨコエビを用いた試験法の開発に向けた調査検討を行っている。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):313,293千円の内数 平成27年度(執行ベース):282,575千円の内数 平成28年度(当初予算):261,980千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、製造・輸入・使用等の規制を行う対象物質の指定に際し、必要に応じ各種毒性試験等を実施する。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当項目:(3) 生態影響試験に係る供試生物の供給体制の一層の整備・充実に向けて、国立環境研究所において生態影響試験に用いる供試生物の系統に関する研究や供試生物の供給のための施設整備を進めているところであり、引き続き課題や具体的な対応等について検討する。		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	07	府省名	ア)厚生労働省 イ)経済産業省 ウ)環境省
部局名	ア)医薬・生活衛生局 イ)製造産業局 ウ)総合環境政策局環境保健部	課室名	ア)審査管理課化学物質安全対策室 イ)化学物質管理課化学物質安全室 ウ)環境保健企画管理課化学物質審査室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	b)リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
1. 施策等の名称	化学物質審査規制法の枠組における、ライフサイクルの全段階を考慮したスクリーニング・リスク評価手法		
2. 施策等の目的・概要	化学物質のライフサイクル全体でのリスク管理を行うため、化学物質の製造、調合、使用段階だけでなく、化学物質を含む製品の長期使用段階や廃棄段階まで含めたライフサイクル全体を考慮したスクリーニング評価、リスク評価を行う必要がある。このため、ライフサイクル全体を考慮した評価を可能とする手法の開発について調査検討を行っている。		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から学識経験者等の参画を得て「化審法の環境排出量推計手法検討会」を開催し、化学物質を含む製品の長期使用段階や化学物質等の廃棄段階における排出係数の設定を検討している。また、長期使用段階の排出係数の検討等に供するため、製品中の化学物質の含有量、放散量、溶出量の実測を行っている。 ・平成27年度も引き続き「化審法の環境排出量推計手法検討会」を開催し、長期使用段階については、高放出用途に絞り、詳細な排出シナリオを設定したうえで排出係数の設定を検討しているところ。また、長期使用段階の排出係数の検討等に供するため、製品中の複数の化学物質の含有量について測定を行い、含有が確認された製品について放散量、溶出量の実測を行っている。廃棄段階については、PRTRデータを活用しながら化学物質の用途ごとに主に含まれる廃棄物種類、処理施設の設定を行う一方、処理施設ごとの排出の状況の整理を行っている。 ・平成27年度にリスク評価(一次)評価Ⅱを行った2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール(BHT)については、長期使用段階からの排出を想定し、諸外国の情報等に基づいて長期使用段階からの排出係数を設定して暴露評価を行った。 ・平成28年度も引き続き「化審法の環境排出量推計手法検討会」を開催し、平成27年度に実施した検討を進め、排出係数が設定できたところから、化審法のスクリーニング評価等への使用を検討する。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):(厚生労働省)215,011千円の内数 (経済産業省)499,142千円の内数 (環境省)505,744千円の内数		
	平成27年度(執行ベース):(厚生労働省)出納整理期間中(当初予算:170,075千円の内数) (経済産業省)出納整理期間中(当初予算:567,000千円の内数) (環境省)500,671千円の内数		
	平成28年度(当初予算):(厚生労働省)150,129千円の内数 (経済産業省)544,949千円の内数 (環境省)485,176千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の検討結果を踏まえて、製品の長期使用段階や廃棄段階における排出係数の設定を進めていく。 ・輸入製品中にも化学物質が多く含まれており、その長期使用段階、廃棄段階での排出が無視できないことから、化審法の暴露評価におけるこれらの扱いについても、製品のマテリアルフロー等を活用し考慮する方法を検討する。 		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当項目:(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の製造から廃棄に至る継ぎ目のない化学物質の管理を目指して、引き続き「化審法の環境排出量推計手法検討会」を、関係省庁等と協力して開催し、化審法における化学物質を含有する製品の長期使用段階や化学物質等の廃棄段階の排出係数の設定等を通じて、化学物質のライフサイクルでの環境排出量推計手法の構築を行っていく。 		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	08	府省名	環境省
部局名	総合環境政策局環境保健部	課室名	環境保健企画管理課化学物質審査室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	b)リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
1. 施策等の名称	QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用		
2. 施策等の目的・概要	環境省では、独立行政法人国立環境研究所とともに「生態毒性予測システム」(通称:KATE)の研究・開発を実施している。KATEは、化学物質の構造式等を入力することにより、魚類急性毒性試験の半数致死濃度及びミジンコ遊泳阻害試験の半数影響濃度の予測が可能なシステムである。また、化学物質管理に携わる事業者が、生態への毒性影響が明らかではない化学物質について予測を行うことで、その情報を基に当該物質の適切な取扱いや管理方策を検討する際の参考として活用可能である。		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月に試用版(KATE Ver1.0)を公開、さらに、平成23年3月に「KATE2011」を公開し、毎年度開発を続けている。平成27年12月には機能追加(信頼区間の表示機能の追加など)を行った。 3省合同審議会における新規化学物質の審査・一般化学物質等のスクリーニング評価(生態毒性)の参考資料としてKATE等の結果を配付した。 平成27年度には学識経験者等の参画を得て「化審法生態影響評価手法高度化検討会」を設置して、諸外国におけるリスク評価等へのQSARモデル等の活用実態について収集整理を行い、化審法のリスク評価等への活用における課題の整理を実施している。 平成28年度以降も引き続きQSAR等について、化審法のリスク評価等への活用方法の検討を行い、結論を得たものから、順次3省合同審議会に報告し、評価手法に反映していく予定である。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):505,744千円の内数 平成27年度(執行ベース):500,671千円の内数 平成28年度(当初予算):485,176千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> KATEについては、予測精度向上に向けた改良を引き続き行う。 リスク評価を加速化する具体的な方策について、3省合同審議会においてどのような対応が考えられるか検討する必要がある。現行法の有害性情報の収集に関する規定を最大限活用するとともに、事業者が保有しているものの活用されていない非GLP(Good Laboratory Practice)データやQSAR・カテゴリーアプローチ等を積極的に活用するため、現行法における評価法の運用見直しについて3省合同審議会による検討の必要があると考える。 		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当項目:(5) QSARを含めた新たな生態影響評価手法(種の感受性分布(SSD)、カテゴリーアプローチなどを含む。)について諸外国の情報を収集しているところであり、「化審法生態影響評価手法高度化検討会」などで化審法における具体的な活用方法について検討を進めている。		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	09,10	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	土壌環境課農薬環境管理室
重点検討項目	重点検討項目①: 科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定 b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
1. 施策等の名称	農薬に係るリスク評価等の推進、評価手法高度化等の検討		
2. 施策等の目的・概要	<p>1) 農薬については、農薬取締法の規定に基づき登録を受けなければ製造、輸入、販売、使用が出来ない仕組みとなっている。登録に当たっては、農薬取締法第3条第1項第1号から10号に該当するか検査し、問題がないと判断した農薬のみを登録することになっている。</p> <p>①環境大臣は、人の健康や水産動植物に悪影響が生じないようにとの観点から農薬取締法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号(作物残留)、第5号(土壌残留)、第6号(水産動植物被害防止)、第7号(水質汚濁)の基準(登録保留基準)を定めて告示をしている。</p> <p>②作物残留に係る登録保留基準では、使用した農薬の残留した農作物等が、食品衛生法に基づく残留農薬基準に適合しなくなるような使用方法での農薬登録を保留している。また、土壌残留に係る登録保留基準では、農薬の土壌中半減期に応じた規制を行っている。</p> <p>2) 農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新たなリスク評価・管理等の開発を目指し、2つの取り組み(生物多様性に配慮した農薬及びその使用方法の選択に関するツール開発、統計学的手法を用いた水域生態系へのリスク評価手法確立)を推進している。</p> <p>①農薬による生態系への影響について、リスク評価・管理の手法を確立することを目指すものである。</p> <p>②現在の農薬リスク評価では、魚類、藻類、甲殻類等の3点で試験をしているが、例えば特定の農薬についてミジンコの試験種にはあまり影響が出ず、他の甲殻類等には影響が出やすいとの調査結果があるなど、我が国の生態系保全の観点からは課題がある。</p> <p>③現在の農薬登録制度では、農薬の水域生態系への影響について、3種の毒性試験及び標準的な環境モデルによりリスク評価を実施しているが、生態系全体を考慮するには課題がある。また、標準的な環境モデルで考慮しきれない地域差なども取り入れた環境中予測濃度の精度向上も課題となっている。本取り組みは、農薬の生態系への影響について統計学的手法を用いた水域生態系全体への定量的なリスク評価手法の確立を目指すものである。</p> <p>3) 設定された基準値が実環境中で担保されているか農薬モニタリングを実施している。</p>		

<p>3. 施策等の実施状況・効果</p>	<p>1) ①水産動植物被害防止、水質汚濁にかかる登録保留基準については、各種毒性試験の結果を基に、個別農薬毎の基準値を中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において審議し着実に設定している。また、農薬の剤型や、使用方法から見て農薬が水系に流出するおそれがないと認められるものなどは、基準値設定の必要がないものとして整理している。実績については下表のとおり。 ②土壌残留に係る登録保留基準については、半減期を判定するため告示で定めているほ場試験法をより普遍性の向上を図る観点から見直すため中央環境審議会土壌農薬部会で審議し、中央環境審議会議長より答申を得た。また、厚生労働大臣への意見聴取を実施し、特段の意見はないとの回答を得た。</p> <p>2) ①地域固有の生物群集への農薬の影響を評価することができるメソコズム試験法の開発を推進し、ベースとなる試験法の案を作成し、各地域において実証試験を実施した。 ②これまでに、環境中予測濃度の地域的な変動性を推定するとともに、種の感受性分布の解析を行った。また、5種の付着藻類の毒性試験を一度に実施可能な方法を開発した。種の感受性分布の解析から得られたデータを活用して、特定の農薬に対してより感受性の高い生物種の試験を追加して求めることを検討している。</p> <p>3) ①平成26年度は全国12箇所(のべ31農薬)、平成27年度は全国6箇所(のべ27農薬)でモニタリングを実施した。平成26年度は3箇所基準値の超過が確認され、その理由の検証及び基準値超過を防ぐための対策を実施し、平成27年度は1箇所基準値の超過が見られたため、その理由及び基準値超過を防ぐための対策を検証している。 ②水産動植物被害防止に係る登録保留基準において、農薬上市前に、一定の標準シナリオで算定した環境中予測濃度が、3種の毒性試験から設定した基準値を上回らないことを確認して登録している。</p> <table border="1" data-bbox="555 757 1174 936"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">基準値設定</th> <th colspan="3">基準値設定不要</th> </tr> <tr> <th>うちH26年度</th> <th>H27年度</th> <th></th> <th>うちH26年度</th> <th>H27年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産基準</td> <td>292</td> <td>53</td> <td>21</td> <td>115</td> <td>22</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>水濁基準</td> <td>223</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>113</td> <td>22</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		基準値設定			基準値設定不要			うちH26年度	H27年度		うちH26年度	H27年度		水産基準	292	53	21	115	22	16	水濁基準	223	23	18	113	22	16
	基準値設定			基準値設定不要																								
	うちH26年度	H27年度		うちH26年度	H27年度																							
水産基準	292	53	21	115	22	16																						
水濁基準	223	23	18	113	22	16																						
<p>4. 施策等の予算額 (千円)</p>	<p>平成26年度(執行ベース):112,922千円 平成27年度(執行ベース):118,279千円 平成28年度(当初予算):164,432千円</p>																											
<p>5. 今後の課題・方向性等</p>	<p>1) ①水産動植物被害防止に係る登録保留基準と水質汚濁に係る登録保留基準が設定されていない農薬について、引き続き検討を進める。 ②土壌残留に係る登録保留基準については、今後、農業資材審議会の意見聴取の手続きを進める。その他現行の登録保留基準の評価手法について、最新の科学的知見の集積に努めていく。</p> <p>2) ②生物多様性に配慮した農薬及びその使用方法の選択に関するツール開発は、各地域固有の生物多様性により影響の少ない使用農薬の選択等を可能とするツールとして活用されることを目指しており、今後、手法を地域に普及させるためより使いやすいものとして取りまとめ、その普及を推進する。 ③統計学的手法を用いた水域生態系へのリスク評価手法確立については、評価手法が確立されたことから、これを活用して、感受性種間差が不明な作用機構の農薬について調査を進める。その結果、必要に応じて水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に際して新たな試験生物種の毒性試験データを求める。</p> <p>3) 登録保留基準値設定時に環境中予測濃度と基準値が近接している農薬が増えており、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会でモニタリングを戦略的に推進すべきとされていることから、今後は出荷量等も鑑みて優先順位を検討するとともに、農薬の一斉分析法を開発し、効率的なモニタリングができるよう推進する。</p>																											
<p>6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況</p>	<p>該当なし</p>																											

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	11	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	大気環境課
重点検討項目	重点検討項目①: 科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	大気環境の常時監視		
2. 施策等の目的・概要	<p>大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第22条に基づき、都道府県及び大防法上の政令市では大気汚染の常時監視を実施しており、国においても大気汚染物質モニタリングを実施しているところである。</p> <p>また、全国の大気汚染状況を取りまとめ公表を行っている。</p> <p>本施策は大気環境中の大気汚染物質をモニタリング・公表し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全することを目的とする。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>地方自治体及び国が実施した大気汚染物質モニタリングの調査結果を環境省ホームページで公表している。</p> <p>二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)については、環境基準がほぼ達成されている。</p> <p>一方、微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準達成率は約4割と低い状況にある。</p> <p>有害大気汚染物質の大気環境中濃度は環境基準をほとんどの地点で達成している。</p> <p>また、大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)により、全国の大気汚染の状況について情報提供している。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 705,730千円の内数</p> <p>平成27年度(執行ベース): 786,572千円の内数</p> <p>平成28年度(当初予算): 1,041,765千円の内数</p>		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、地方自治体等と連携の上、大気環境モニタリングを実施し、モニタリング結果について公表を行う。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	12	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	総務課環境基準係
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	大気汚染に係る環境基準等の設定に資する調査検討		
2. 施策等の目的・概要	大気汚染に係る環境基準等が未設定の物質についてはその設定に向けた科学的知見の収集・整理を進めるとともに、既に環境基準等が設定された物質等についても、科学的知見の充実を継続的に進め、必要な検討を行う。		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、科学的知見の収集・整理の状況を踏まえ、中央環境審議会において「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」(第十次答申)(平成26年4月)がなされ、マンガン及びその化合物について指針値を設定した。 ・平成27年度以降についても、引き続き、大気汚染に係る環境基準等が未設定の物質についてはその設定に向けた科学的知見の収集・整理を進めるとともに、既に環境基準等が設定された物質等についても、科学的知見の充実を継続的に進め、必要な検討を行っているところ。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 27,922千円		
	平成27年度(執行ベース): 27,922千円		
	平成28年度(当初予算): 25,130千円		
5. 今後の課題・方向性等	大気汚染に係る環境基準等の設定等に資する情報収集・整理やリスク評価手法に関する検討を継続的に実施し、環境基準等の設定等を進める。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	13	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	水環境課
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	水環境の常時監視		
2. 施策等の目的・概要	<p>公共用水域の水質の測定は、水質汚濁防止法の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、各都道府県が毎年定める測定計画に従って、都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国(1級河川のうち国が管理するもの)が常時監視として実施し、都道府県知事により公表されるもの。</p> <p>なお、都道府県知事は、測定結果を環境大臣に報告することになっており、環境省では、その結果について水質関連システムを構築して取りまとめ、全国的な水質の状況を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的に、公表している。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>平成27年度は、「平成26年度公共用水域水質測定結果について(お知らせ)<27年12月25日>」により、公表を行った。</p> <p>その概要は以下のとおり。</p> <p><健康項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・27項目の環境基準達成率は、99.1%(前年度99.2%) <p><生活環境項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川BODの類型指定水域(2,558水域)の環境基準達成率は、93.9%(前年度2,558水域92.0%) ・湖沼CODの類型指定水域(189水域)の環境基準達成率は、55.6%(前年度187水域55.1%) ・海域CODの類型指定水域(592水域)の環境基準達成率は、79.1%(前年度590水域77.3%) 		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 29,171千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 28,248千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 30,866千円</p>		
5. 今後の課題・方向性等	<p>当該施策については、平成28年度においても引き続き、都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国により実施された常時観測結果について、報告を受け取りまとめ、公表する予定。</p>		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当なし</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	14	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	水環境課、土壌環境課地下水・地盤環境室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	水質環境基準等の見直し		
2. 施策等の目的・概要	<p>・環境基本法に基づく環境基準については、現在、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は27項目、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準は13項目が定められている(うち、水生生物保全に係る環境基準は3項目)。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、28項目が定められている。</p> <p>・公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き公共用水域の検出状況など知見の集積に努めるべきものを要監視項目と定めている。</p> <p>・個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて、「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質として要調査項目を策定している。</p> <p>・環境基準項目及びその基準値、要監視項目及びその指針値については、常に適切な科学的判断が加えられ必要な改訂を行う必要があり、必要な追加・見直し作業を継続して行う。また、要調査項目については、知見の集積に努め、柔軟に見直しを行う。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度は、トリクロロエチレンに係る公共用水域及び地下水の環境基準値を0.03mg/Lから0.01mg/Lへ見直しを行った。</p> <p>・平成27年度は、中央環境審議会からの答申を踏まえ、底層溶存酸素量を生活環境の保全に関する環境基準に追加するとともに、沿岸透明度を地域において設定する目標とすることとした。</p> <p>・平成28年度は、底層溶存酸素量の類型指定に向けた検討を行う。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):126,763千円</p> <p>平成27年度(執行ベース):104,351千円</p> <p>平成28年度(当初予算):181,791千円</p>		
5. 今後の課題・方向性等	今後も、新たな科学的知見に基づいて必要な見直し作業を継続的に行う。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	15	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	土壌環境課地下水・地盤環境室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	地下水質の常時監視		
2. 施策等の目的・概要	<p>地下水の水質の測定は、水質汚濁防止法の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、各都道府県が毎年定める測定計画に従って、都道府県及び水質汚濁防止法政令市(以下、「都道府県等」という。)が常時監視として実施し、都道府県等により公表されるもの。</p> <p>なお、都道府県等は、測定結果を環境大臣に報告することになっており、環境省では、その結果について水質関連システムを構築して取りまとめ、全国的な地下水質の状況を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的に、公表している。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度は、「平成25年度地下水質測定結果について(お知らせ)」を公表した。</p> <p>平成27年度は、「平成26年度地下水質測定結果について(お知らせ)」を公表した。その概要は以下のとおりであり、こうした結果に基づき、汚染(基準超過)への対策が行われている。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表日は平成27年12月25日。 ○年間約9,000本を超える井戸水の調査を実施。 ○概況調査は3,405本で実施し、211本(6.2%)で基準値超過。 ○汚染井戸周辺地区調査は1,213本で実施し、144本で基準値超過。 ○継続監視調査は4,525本で実施し、2,043本で基準値超過。 ○項目別では平成11年度以降、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が最も高い(2.9%)。 		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):1,598千円</p> <p>平成27年度(執行ベース):1,350千円</p> <p>平成28年度(当初予算):1,609千円</p>		
5. 今後の課題・方向性等	<p>当該施策については、平成28年度においても引き続き、都道府県等により実施された常時観測結果について、報告を受け取りまとめ、公表する予定。</p>		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当なし</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	16	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	土壤環境課
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	土壤環境基準等の設定		
2. 施策等の目的・概要	<p>(目的) 土壤環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、土壤の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染土壤に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として定められている。</p> <p>(概要) 土壤環境基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、水質環境基準、地下水環境基準等に則して設定されている。平成21年から平成23年に1,4-ジオキサン等の水質環境基準及び地下水環境基準の項目の追加及び基準値の変更が行われた。これらを踏まえ、土壤環境基準の見直しを行っているところ。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>平成25年10月に1,1-ジクロロエチレン等の6物質に係る土壤環境基準の見直しについて中央環境審議会に諮問し、中央環境審議会で検討が重ねられた結果、平成26年3月に1,1-ジクロロエチレンについて土壤環境基準値を改めることが適当である旨の答申(第1次答申)が出された。同答申を踏まえ、同年3月に土壤環境基準告示の改正を行った。</p> <p>次いで、平成27年12月に1,4-ジオキサン及びクロロエチレンについて土壤環境基準を設定することが適当である旨の答申(第2次答申)が出されたことを踏まえ、平成28年3月に土壤環境基準告示の改正を行った。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):市街地土壤汚染対策費 178,947千円の内数</p> <p>平成27年度(執行ベース):市街地土壤汚染対策費 183,819千円の内数</p> <p>平成28年度(当初予算):土壤汚染対策費 287,883千円の内数</p>		
5. 今後の課題・方向性等	平成28年度以降、諮問された他の物質についても、土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について検討をすすめる。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	17	府省名	厚生労働省
部局名	医薬・生活衛生局	課室名	審査管理課化学物質安全対策室
重点検討項目	重点検討項目①: 科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	a) リスク評価の推進、目標値等の設定
1. 施策等の名称	化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施		
2. 施策等の目的・概要	化学物質審査規制法では、製造・輸入・使用等の規制を行う対象物質を指定するために、事業者に各種毒性試験等の実施を指示するとともに、国が必要に応じて各種毒性試験等を実施している。 一般用途(工業用)の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして人の健康に係る被害等を生ずるおそれがあるものかどうかについて優先的に評価を行う優先評価化学物質を指定する。また、WSSD 2020年目標の達成に向けて、国際的な動向を踏まえながら、2020年までに人又は生活環境動植物への著しいリスクがあると認められる優先評価化学物質を特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明した物質については、必要な規制措置を講じる。		
3. 施策等の実施状況・効果	難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質等について、人健康リスク評価に必要な毒性等調査を実施した。		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 215,011千円の内数 平成27年度(執行ベース): 出納整理期間中(当初予算: 170,075千円の内数) 平成28年度(当初予算): 150,129千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、対応が必要な物質について科学的なリスク評価を推進するとともに、評価の迅速化・高度化を図るため、新たな手法の開発・実用化に努める。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当項目:(1) SAICM(ICCM4への対処)や、OECDのTG化等、多岐にわたり国際的な連携・貢献を行っており、引き続き国際協力を努め、必要に応じて国内施策に反映していく予定。</p> <p>該当項目:(2) 政策対話を通じて、化学物質に関するステークホルダーとの意見交換に努めており、引き続き、関係部局との連携を進めていく。</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	18	府省名	厚生労働省
部局名	医薬・生活衛生局	課室名	審査管理課化学物質安全対策室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
1. 施策等の名称	QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用		
2. 施策等の目的・概要	平成21年の化審法改正を受けて、未だ評価されていない多くの化学物質の安全性評価を早急に実施する必要がある。国際協調を図りつつ、平成32年までに化学物質の安全性について網羅的に把握することが化学物質管理における重要な政策課題となっている。このため、化学物質の総合的な評価を加速し、国際的な化学物質管理の取組に貢献するために、QSAR やカテゴリーアプローチ等の予測的な評価方法の開発など、化学物質の効率的で精度の高い評価手法の開発の研究を推進する。		
3. 施策等の実施状況・効果	厚生労働科学研究費により、有害性評価法をより迅速化、定量化、高精度化させるための総合的かつ安定的な評価システムの開発を実施している。 具体的には、トキシコゲノミクスなどの情報解析技術を活用し、実験動物に投与した際の遺伝子発現特性や代謝物質を網羅的に解析する化学物質の健康影響評価、又はQSAR による化学物質の健康影響評価に資するシステムの開発に関する研究を実施している。 また、研究成果を、OECDやオンラインを通じて、国内外の研究者と共有することで、国際的な貢献や連携を図っている。		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):504,112千円の内数 平成27年度(執行ベース):428,495千円の内数 平成28年度(当初予算):365,957千円の内数(要求額)		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、トキシコゲノミクス及びQSARの精度を上げるため、データの蓄積に努め、OECD等を通じて、国際的な貢献や連携も図っていく予定。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当項目:(5) OECDのAOPに関する活動について、国立医薬品食品衛生研究所の専門家が参画し、貢献している。		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的・点検結果(調査票)

整理番号	19	府省名	経済産業省
部局名	製造産業局	課室名	化学物質管理課化学物質リスク評価室
重点検討項目	重点検討項目①:科学的なリスク評価の推進等	検討内容の詳細記号	b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
1. 施策等の名称	QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用		
2. 施策等の目的・概要	化学物質の有害性評価の高度化及び低コストで効率的な試験の実施のため、実験動物の臓器及び組織の観察に替えて、主要臓器である肝臓、腎臓の一般毒性並びに発がん性及び神経毒性について、遺伝子の発現変動を観察することにより毒性発現メカニズムを解明し、この発現メカニズムに基づいた上記毒性のin vitro試験系を開発する。		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から平成27年度まで研究開発を実施。28日間反復投与毒性試験において、ラットの臓器及び組織から、発がん性(肝発がん・腎発がん)、一般毒性(肝臓・腎臓)及び神経毒性について、特異的な発現変動を示す毒性関連遺伝子を選定し、これらマーカーとなる遺伝子の発現変動データを解析することによる有害性評価手法を確立した。また、マーカー遺伝子の発現変動を発光強度として計測できる技術を開発するとともに、マーカー遺伝子に発光遺伝子を組み込み、細胞に導入したin vitro試験方法を開発した。 ・平成28年度は、当該試験方法の国際標準化を目指して、ラボ間比較試験等を実施する予定。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):石油精製物質等の新たな化学物質規制に必要な国際線道的有害性試験法の開発費229,307千円		
	平成27年度(執行ベース):出納整理期間中(当初予算:石油精製物質等の新たな化学物質規制に必要な国際線道的有害性試験法の開発費210,000千円)		
	平成28年度(当初予算):化学物質規制対策事業費544,949千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	本事業で取得されたマーカー遺伝子の発現変動に基づくin vitro試験手法の国際標準化を目指す。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当項目:(5) OECDの専門家会合に出席し、本事業の成果をアピールするとともに、トキシコゲノミクス研究における各国の動向等の調査を行った。</p>		